

第 V 章

資料

豊橋市自治連合会コミュニティ活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市自治連合会コミュニティ活動交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 この交付金は、豊橋市自治連合会（以下「自治連合会」という。）を構成する自治会が行う住民の良好な生活環境を形成するためのコミュニティ活動を支援することにより、住民相互の結び付きを一層強め、地域コミュニティの活性化を推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 交付の対象とする活動は、自治会が行う活動で、次に掲げるものとする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした活動は除く。

- (1) 広報とよはし及び市の広報物等の配布、回覧に関する活動
- (2) 住民相互の連絡、良好な地域コミュニティの維持及び形成に関する活動
- (3) 地域の環境整備に関する活動
- (4) 市からの依頼事項等に関する活動
- (5) その他、地域コミュニティの活性化に資する活動

2 交付金の対象経費は、前項に掲げる活動に要する費用とする。

(交付団体)

第4条 交付金は、自治連合会を構成する校区自治会及び町自治会（以下「交付団体」という。）に交付する。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、予算の範囲内で、別表の項目欄に掲げる区分に応じ、同表の算定基準欄に定めるところにより算定した額の合計とする。

2 前項の額の算定に当たって基礎とする町自治会数、町自治会加入世帯数及び町自治会管理のごみステーション数は、毎年4月1日を基準日とし、自治連合会から報告を受けた数とする。

3 年度の中途に新たに設立された町自治会（交付金の交付後に既存の町自治会が統合又は分離したものを除く。）に交付する交付金の額は、別表の項目欄に掲げる区分に応じ、同表の算定基準欄に定めるところにより算定した額の合計に、設立

が決定した日の属する月から当該月以降の最初の3月までの月数（設立が決定した日の属する月が3月である場合の月数は1とする。）を乗じて得た額を12で除して得た額（円未満切捨て）とする。

4 交付金の交付の決定を受けた町自治会が当該年度の中途に廃止となる場合（交付金の交付後に既存の町自治会が統合又は分離する場合を除く。）に当該町自治会に交付する交付金の額は、別表の項目欄に掲げる区分に応じ、同表の算定基準欄に定めるところにより算定した額の合計に、当該年度の4月（年度の中途に新たに設立された町自治会にあっては、設立が決定した日の属する月）から廃止が決定した日の属する月までの月数を乗じて得た額を12で除して得た額（円未満切捨て）に変更する。

5 前2項の額の算定に当たって基礎とする町自治会加入世帯数及び町自治会管理のごみステーション数は、当該町自治会の設立又は廃止を自治連合会が決定した日を基準日とし、自治連合会から報告を受けた数とする。

（申請）

第6条 交付団体は、自治連合会を通じて交付金の申請を行うものとする。ただし、前条第3項に規定する年度の中途に新たに設立された町自治会については、当該町自治会が交付金の申請を行うものとする。

2 前項の申請を行う場合は、交付金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類（交付団体において独自に作成している書類に第1号又は第2号に掲げる書類の内容が含まれている場合は当該書類）を添付して、交付金の申請を行うものとする。

（1） コミュニティ活動交付金事業計画書（様式第1-1）

（2） コミュニティ活動交付金収支予算書（様式第1-2）

（3） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付金交付決定通知書（様式第2）により、通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合は、自治連合会を通じて通知するものとする。ただし、第5条第3項に規定する年度の中途に新たに設立された町自治会に対しては、当該町自治会へ直接通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げができる期間は、交付金交付

決定通知書を受理した日から起算して10日を経過する日までとする。

(変更等の承認及び交付金の返還)

第9条 交付団体は、規則第8条第1項の規定により市長の承認を受けようとする場合には、事業計画変更等申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。ただし、事業の目的を損なわない限りにおいて、交付金の額に変更が生じない場合は、この限りでない。

2 第5条第4項の規定により交付金の額に変更が生じた場合は、市長が指定する日までに既に交付している額との差額を返還しなければならない。

(変更決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付金の額の変更を承認した場合には、交付金変更決定通知書(様式第4)により交付団体に通知するものとする。

(交付金の交付)

第11条 交付金は、交付目的の円滑な達成を図るため、規則第13条ただし書の規定により前金払とする。

(活動報告)

第12条 交付団体は、当該年度の終了後速やかに、自治連合会を通じて次に掲げる書類を市に提出しなければならない。ただし、交付団体において独自に作成している書類に次の各号に掲げる書類の内容が含まれている場合は、当該各号に定める様式に代えて添付することができる。

(1) コミュニティ活動交付金事業報告書(様式第5-1)

(2) コミュニティ活動交付金収支決算書(様式第5-2)

2 前項に規定するもののほか、交付団体は、市長の求めに応じ事業の実施内容について報告しなければならない。

(帳簿等の保存)

第13条 規則第17条に規定する帳簿及び書類は、当該事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第14条 交付団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所在地又は団体名を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(様式)

第15条 規則に規定の様式については、本要綱添付のものに読み替えるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

交付金の算定基準

交付団体	項 目	算 定 基 準
校区 自治会	校区役員活動	50,000円
	校区事務	校区内の町自治会数×5,800円
	校区活動	120,000円 (校区市民館がない場合 170,000円)
	理事会活動	10,000円 (執行部役員(会長、副会長、会計)が所属する校区 20,000円)
町自治会	町役員活動	22,000円
	町事務	4,500円
	地域活動 (広報配布)	町自治会加入世帯数×12月×25円
	地域活動 (コミュニティ)	2,000円×2回+町自治会加入世帯数×10円 +町自治会加入世帯数×220円
	地域活動 (環境整備)	2,000円×2回+町自治会加入世帯数×10円 +町自治会加入世帯数×280円 +町自治会管理のごみステーション数×500円

(様式)

第15条 規則に規定の様式については、本要綱添付のものに読み替えるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

交付金の算定基準

交付団体	項 目	算 定 基 準
校区 自治会	校区役員活動	50,000円
	校区事務	校区内の町自治会数×5,800円
	校区活動	120,000円 (校区市民館がない場合 170,000円)
	理事会活動	10,000円 (執行部役員(会長、副会長、会計)が所属する校区 20,000円)
町自治会	町役員活動	22,000円
	町事務	4,500円
	地域活動 (広報配布)	町自治会加入世帯数×12月×25円
	地域活動 (コミュニティ)	2,000円×2回+町自治会加入世帯数×10円 +町自治会加入世帯数×220円
	地域活動 (環境整備)	2,000円×2回+町自治会加入世帯数×10円 +町自治会加入世帯数×280円 +町自治会管理のごみステーション数×500円

豊橋市自治連合会名簿取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊橋市自治連合会名簿の作成及び管理等について、必要な事項を定めるものとする。

(名簿の作成及び管理)

第2条 豊橋市自治連合会（以下「連合会」という。）は、自治会長の把握、連合会内の連絡その他円滑な自治会活動に資することを目的に次に掲げる事項を記録した名簿（以下「自治会名簿」という。）を作成し、その管理は連合会の事務局において行うものとする。

(1) 役職者及び理事（校区自治会長）の氏名、校区名、住所及び電話番号

(2) 町自治会の名称、自治会長の氏名、住所、電話番号、組数及び加入会員数

2 前項に規定する自治会名簿は、校区自治会長選任届及び町自治会長選任届により自治会長から収集した事項に基づいて作成するものとする。

3 自治会名簿の管理にあつては漏えい、改ざん、滅失、毀損その他事故の防止について必要な措置を講じなければならない。

(情報提供の制限)

第3条 連合会は前条第1項に規定する目的の範囲において、次の各号のいずれかに該当するもの又ときは、必要最小限の範囲で自治会名簿に記載された事項を提供することができる。

(1) 連合会を構成する校区自治会長及び町自治会長

(2) 市民生活に関わる事由（別表1のとおり）

(3) 連合会に関わる外郭団体及び事業者等（別表2のとおり）

(4) 豊橋市自治連合会長が特に必要性があると認めた場合

2 前項第4号により提供した場合、必要に応じて別表1又は別表2へ追記するものとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、豊橋市自治連合会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

市民生活に関わる事由

No.	情報提供要求種別
1	自分の加入している自治会の連絡先の情報提供を希望する者
2	転入・転居により新たに自治会の区域内の住民となる、またはなった者
3	自治会管理施設（防犯灯・掲示板等）についての問い合わせを希望する者
4	自治会の集会所の利用を希望する者
5	自治会の区域内で市が発注する工事を行おうとする、または行っている事業者
6	自治会の区域内で電気・ガス・水道等の工事を行おうとする、または行っている事業者
7	自治会の区域内で開発行為をしようとする、またはしている事業者
8	自治会の区域内の不動産を売買しようとする、またはした事業者
9	自治会の区域内に集合住宅等を建築しようとする、またはした事業者
10	ごみステーション設置場所または利用箇所について自治会と調整をしようとする者、または事業者
11	自治会が行う行事に関する情報提供を希望する者
12	
13	

連合会に関わる外郭団体及び事業者等

No.	情報提供先一覧
1	豊橋市長・豊橋市副市長・豊橋市各部課
2	市政記者
3	豊橋市議会議員・愛知県議会議員・国会議員（元職含む）
4	豊橋警察署
5	東三河建設事務所
6	豊橋市社会福祉協議会
7	豊橋保護区保護司会
8	豊橋善意銀行
9	豊橋市愛市憲章推進協議会
10	三菱ケミカル(株)愛知事業所
11	豊橋ケーブルネットワーク（ティーズ）
12	豊橋市福祉事業会
13	豊橋市住宅課市営住宅管理センター
14	豊橋市安全生活課市民相談員、行政相談員
15	地域包括支援センター
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	